

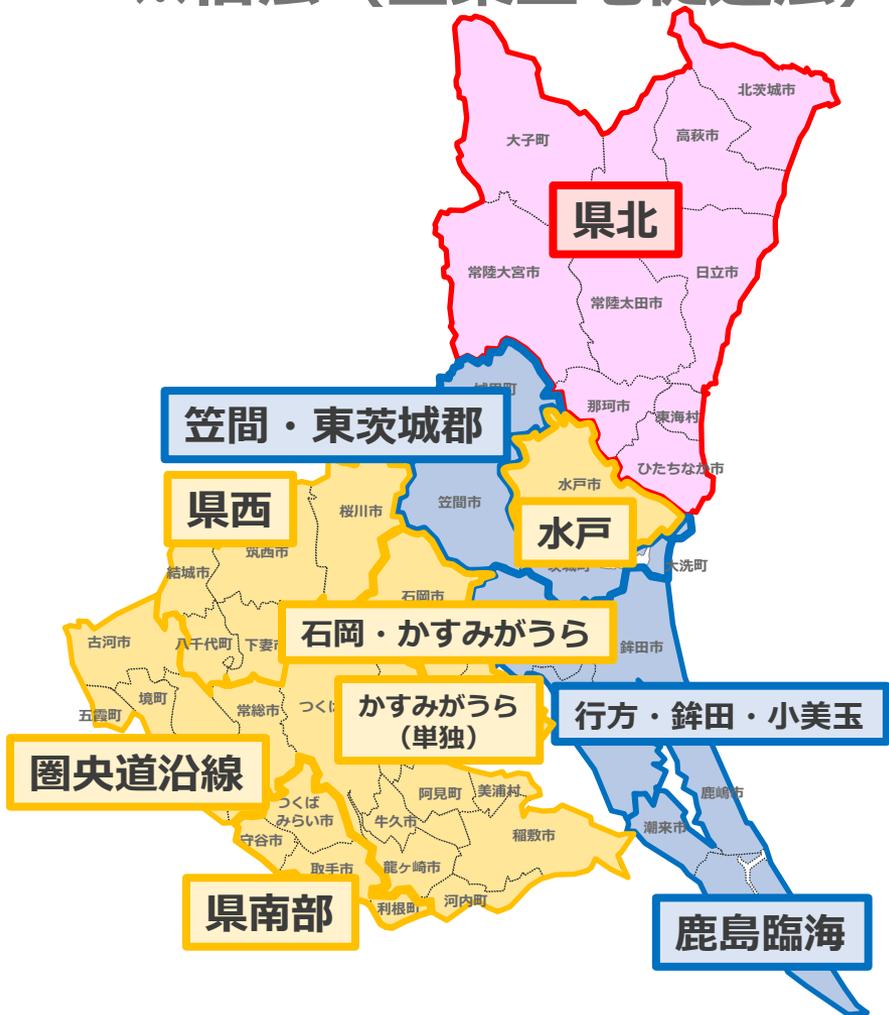
茨城県における地域未来投資促進法の取組状況

2023年3月

茨城県

■ 各地域版※+県全域版を策定済み【計11計画】

※旧法（企業立地促進法）の枠組みを活用



【担当課】

- 県北 技術革新課
- 笠間・東茨城郡
- 行方・鉾田・小美玉
- 鹿島臨海
- 県西
- 圏央道沿線
- 水戸 県南部
- 石岡・かすみがうら
- かすみがうら(単独)
- 県全域版 産業政策課

立地整備課

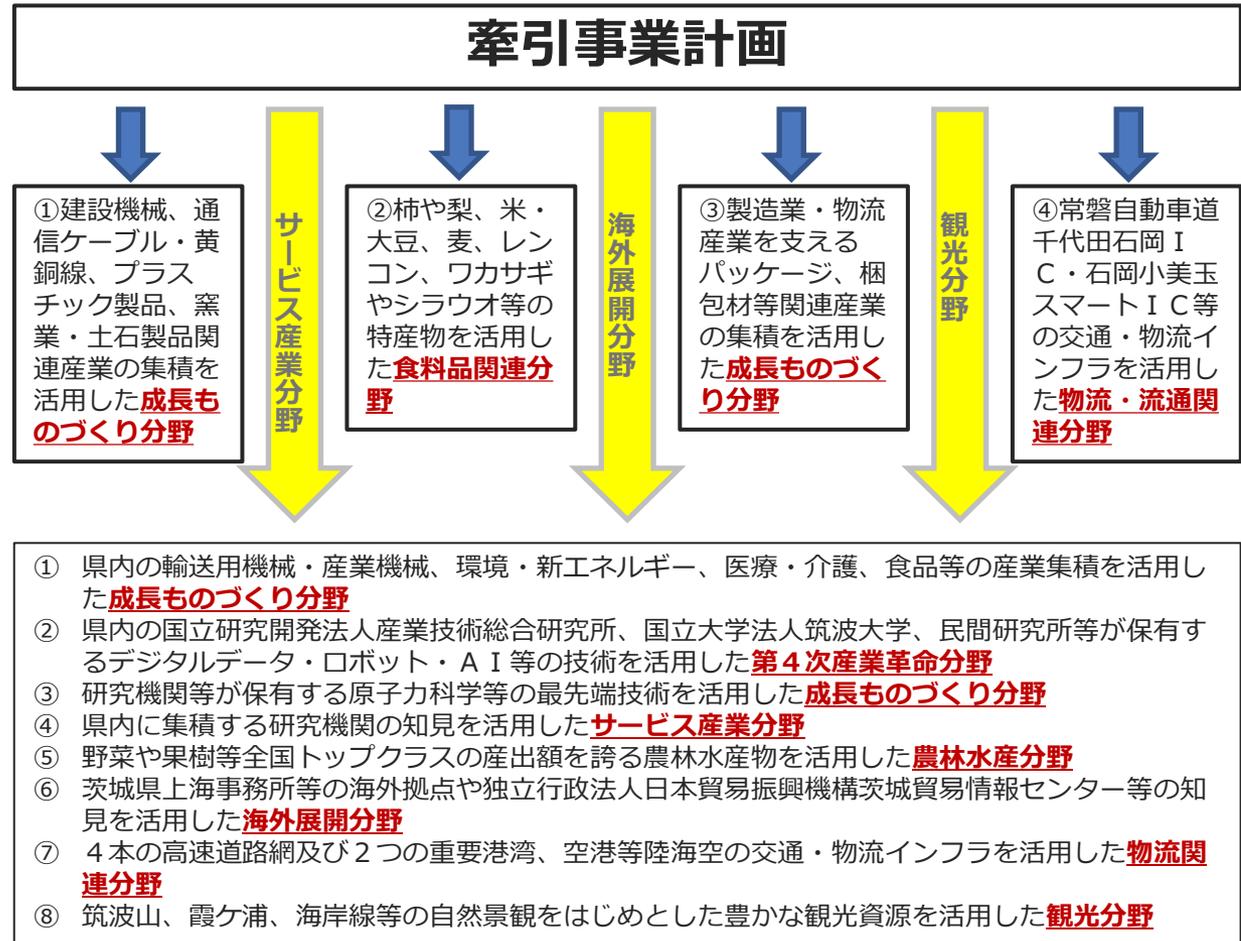
立地推進課

地域版でカバーできない分野については県全域版を適用し、**幅広い業種で制度を活用可能**

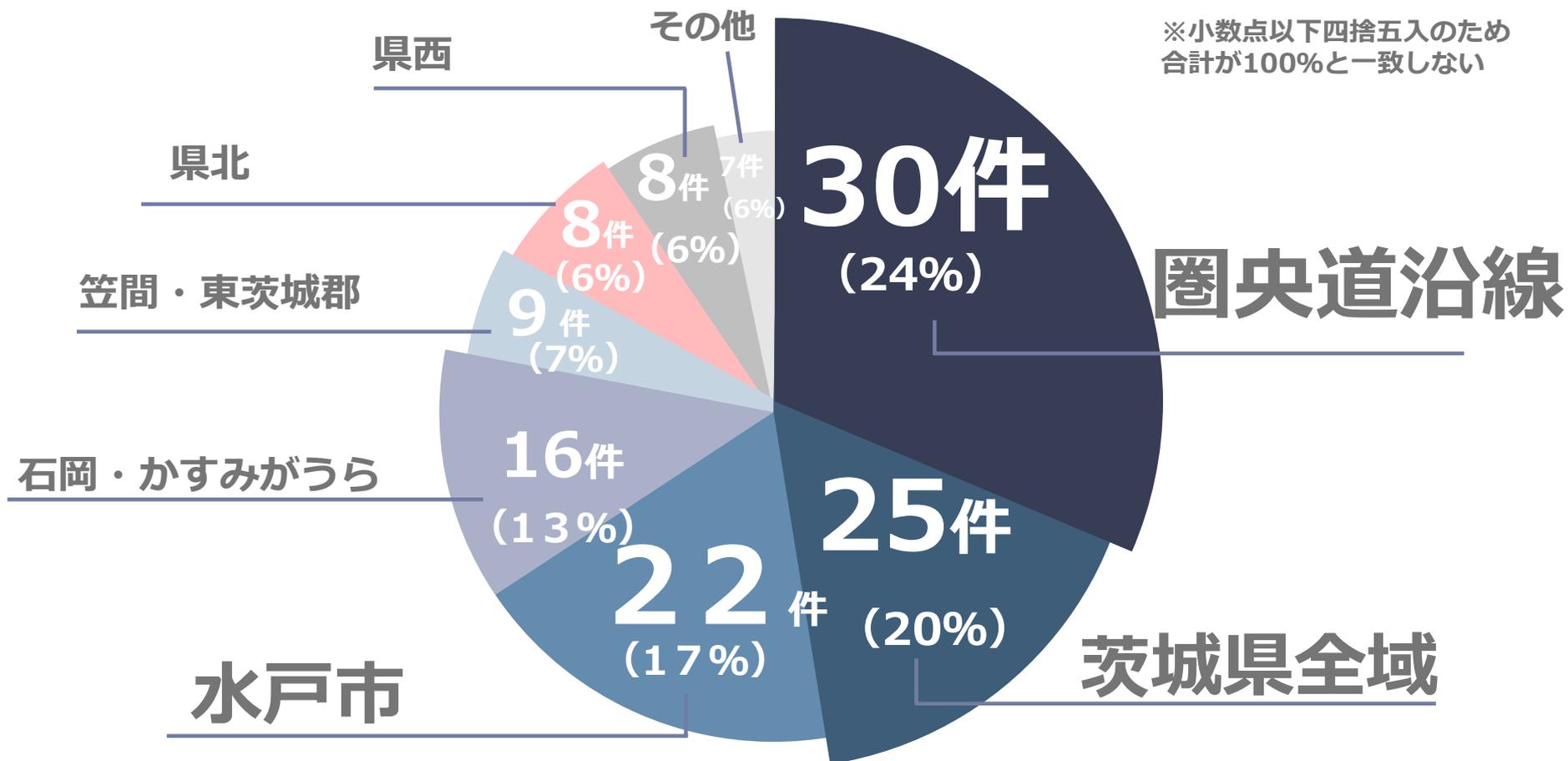
地域版

例：石岡・かすみ
がうら地域版

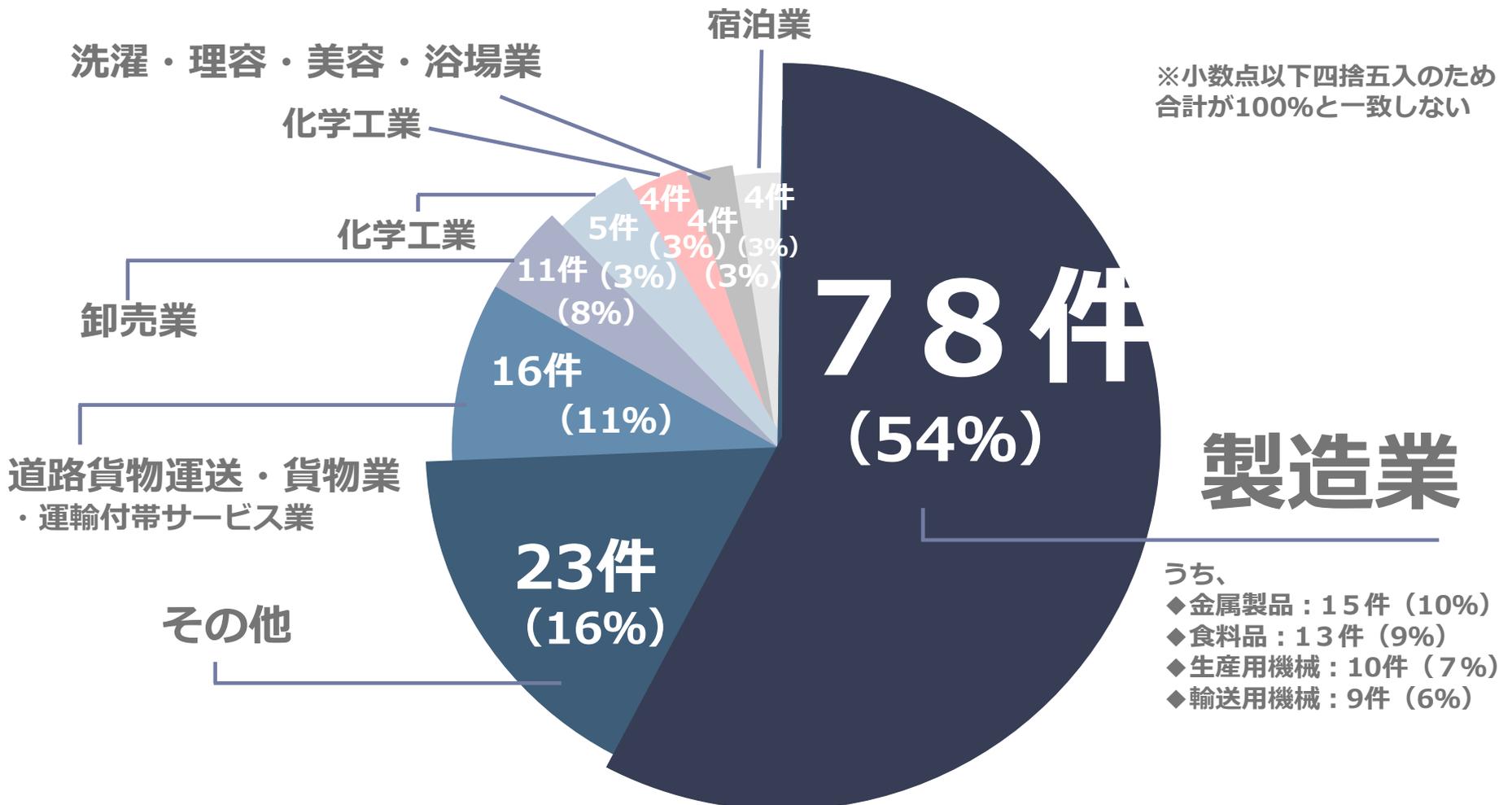
県全域版



- 牽引事業計画の承認件数：**127件** ※2023.2末現在
- **圏央道沿線地域と県全域**で全体の**約4割**

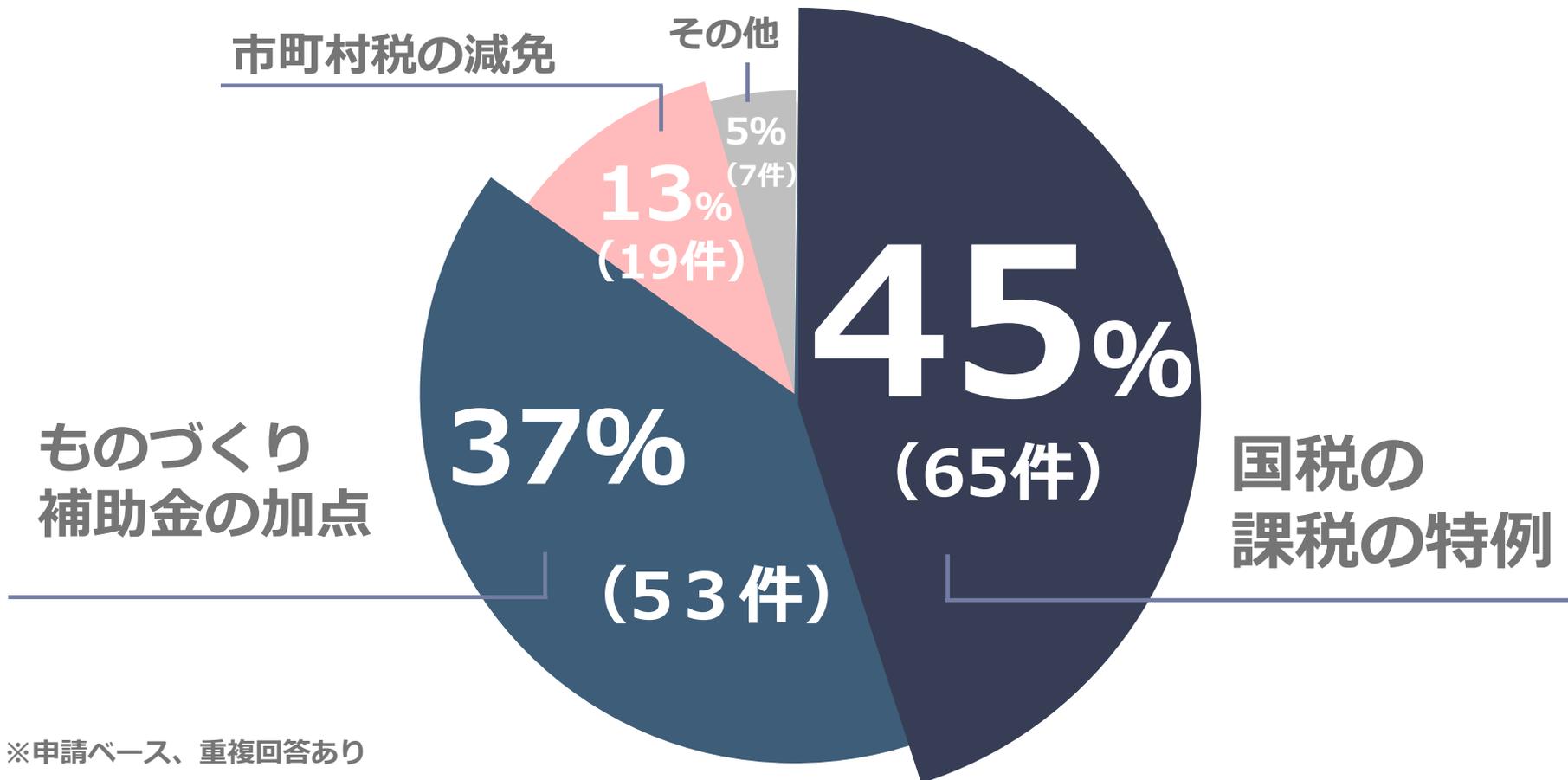


■ 製造業が全体の約 6 割



■ 「課税の特例」 の

活用のために申請した企業が全体の **約 5 割弱**



地域未来投資促進法の特例措置を活用した取組み

市町村	地区名	開発面積
筑西市	内淀猫島地区	約24.4ha
筑西市	田宿地区拡張	約7.0ha
古河市	東山田谷貝地区 (※)	約21.8ha

(※) 今後、立地予定企業による事業計画が確定次第、農地転用の特例措置を活用予定。

- 茨城県内において地域未来投資促進法における土地利用調整を行った事例は2件。
- 筑西市において地域未来投資促進法における農地転用の特例措置を活用

<土地利用調整までの時系列【筑西市内淀猫島地区・田宿地区の事例】>

<つくば明野北部工業団地地区（重点促進区域）のうち土地利用調整計画の範囲>

- 平成30年3月：基本計画の国変更同意【1回目】
(重点促進区域変更、土地利用調整区域追加)
- 平成30年6月：基本計画の国変更同意【2回目】
(土地利用調整区域一部修正)
- 平成30年7月：「**土地利用調整計画①**」同意【筑西市】
(約24.4ha)
- 平成30年7月：「**地域経済牽引事業計画①**」承認【事業者】
- 平成30年10月：農用地区域からの除外手続き①完了
- 令和元年5月：「**第1種農地転用①**」許可
- 令和2年5月：「**土地利用調整計画②**」同意【筑西市】
(約7.0ha)
- 令和2年5月：「**地域経済牽引事業計画②**」承認【事業者】
- 令和3年8月：「**土地利用調整計画②**」変更【筑西市】
- 令和3年10月：「**地域経済牽引事業計画②**」変更【事業者】
- 令和4年3月：「**第1種農地転用②**」許可



現状

農地転用の特例措置の要件

○ 農地区域及び1種農地の農地転用は原則不許可。

- ・許可の第①段階：県及び市町村による「基本計画」の変更（又は作成）と主務大臣（農水省等）の同意。重点促進区域の設定
- ・許可の第②段階：市町村による「土地利用調整計画」の作成と県の同意。土地利用調整区域の設定
- ・許可の第③段階：事業者による「地域経済牽引事業計画」作成と県の承認。

立地予定企業による事業計画が確定している必要あり。

課題

○ 不特定多数の企業誘致を目的とした産業用地の開発には活用が困難

要望

○ 立地企業が確定していなくとも、農地転用の特例措置が適用できるよう、適用範囲の拡大を講じていただきたい。

「農地転用の配慮」に係る適用までの流れ

①基本計画の主務大臣（農水省など）同意（第4条）

重点促進区域の設定

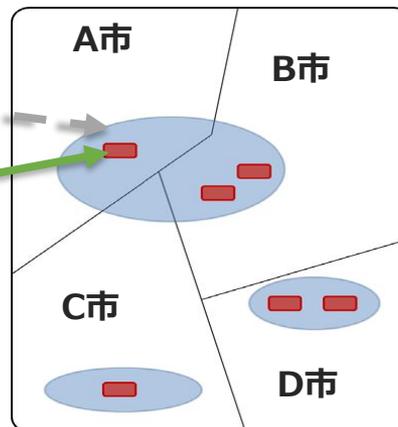
②市町村の土地利用調整計画（第11条）

土地利用調整区域の設定

③事業者の地域経済牽引事業計画（第13条）

企業による立地計画が確定しないと
農地転用の特例措置は適用できない

【土地利用調整に係る区域の分類】



「促進区域」

・基本計画の対象区域
(行政区画単位で設定)

「重点促進区域」

・基本計画で市町村及び都道府県が定める
(字単位で設定)

（立地予定企業が確定した開発）

「土地利用調整区域」

・土地利用調整計画で市町村が定める
(地番等で設定)